

令和8年度 宇和島市商店街 出店者支援事業補助金 利用の手引き



趣旨

宇和島市は、商店街の活性化を目的として、商店街に出店し、商店街団体に加入する者を対象に、出店に係る経費の一部に対し補助金を交付する、宇和島市商店街出店者支援事業を実施します。

補助対象者

補助対象となる事業者は、下記の補助対象要件を全て満たす者であり、かつ、補助対象外要件のいずれにも該当しない者とします。

<補助対象要件>

- ① **市内の商店街で店舗等を賃借、又は、購入・建築し、そこで営業を開始する者**
 - ▶ 「賃借」とは、契約期間が1年以上の賃貸借契約等に限る。
 - ▶ 申請年度内に営業を開始（店舗や事務所をオープン）すること。
(※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、その他組合等は含みません。)

- ② **実績報告時点で、以下のいずれかの商店街団体に加入する者**
 - ▶ 商店街振興組合法に規定する商店街振興組合
 - ▶ 中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された商店街にかかる事業協同組合
 - ▶ 商店街に店舗を有する事業者で構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適切に行うことができる団体

<補助対象外要件>

- ▶ 同じ商店街内で移転をする者
- ▶ 補助金交付申請時に市税等を滞納している者
- ▶ 専ら倉庫や駐車場として使用する事業
- ▶ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ▶ 公序良俗に反する事業を行う者
- ▶ 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

■ 補助金額

- (1) 補助率
補助対象経費の2分の1以内
- (2) 補助限度額
30万円（うち、家賃上限20万円、広告宣伝費上限10万円）

※同一会計年度における補助金の交付は、同一申請者につき、1回限りとします。
(ただし、異なる年度であれば再度の申請も可能とします。)

■ 補助対象経費

- (1) 月額家賃(令和9年3月31日までに支払った経費に限る)
- (2) 広告宣伝費

(注) 以下の経費については、補助対象外です。

- ・消費税及び地方消費税
- ・敷金、礼金、仲介手数料、保険料、共益費、駐車場料金、借地料 等
- ・銀行等への振込手数料
- ・その他、補助事業の実施に当たり必要性が明確に認められないもの
- ・交付決定前に、契約・発注・購入・支払い等が行われた経費
- ・同一の事業に対して、国、県、市及びその他の地方公共団体等から補助金等の交付を受けている補助対象経費

交付申請手続き

(1) 受付期間

令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)

なお、交付決定を受けた事業は、**令和9年3月31日(水)までに事業を完了させてください。**

補助事業の完了とは、市補助金の交付決定後、事業を実施し、事業終了後(支払い行為を含む)、実績報告書を提出することです。

(2) 提出書類(市HPより様式をダウンロードしてください)

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 補助対象経費に係る見積書の写し等、金額や内容のわかる書類
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

実績報告手続

(1) 受付期間

補助事業完了後30日以内または年度末日(令和9年3月31日)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

(2) 提出書類(市HPより様式をダウンロードしてください)

- ① 実績報告書
- ② 成果報告書
- ③ 収支決算書
- ④ 補助対象経費に係る支払及び内訳を証するもの(領収書、請求書、明細書等)
- ⑤ 賃貸借契約書の写し
- ⑥ 事業実施を記録した写真
- ⑦ 商店街団体加入証明書
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

補助金請求手続

(1) 受付期間

市が補助金額確定通知書をお送りいたします。**到着後速やかに請求書を提出**してください。

(2) 提出書類(市HPより様式をダウンロードしてください)

- ① 請求書(市の様式のもの)

<各種様式及び提出先等>

提出先

宇和島市産業経済部商工観光課 商工係
〒798-8601 宇和島市曙町1番地 本庁7階

提出方法

メール、持参、郵送

※申請書等の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/shuttenshasien.html>



■ 補助事業内容及び経費の変更

交付決定後、交付申請書に記載していた内容や経費を変更しようとする場合は、変更承認申請書を提出いただく等の手続きが必要になる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

■ 補助事業の中止、廃止等

補助事業が予定どおりの期間内に完了しない場合や、遂行することが困難になった場合は、中止（廃止）承認申請書を提出いただく等の手続きが必要になる場合がありますので、必ずご相談ください。

■ 商店街団体について

< 商店街団体の例 >

種別	名称	登記住所
商店街振興組合	宇和島袋町商店街振興組合	中央町2-4-16
	宇和島恵美須町商店街振興組合	恵美須町1-5-6
	宇和島恵美須町2丁目商店街振興組合	恵美須町2-2-5
商店街協同組合	協同組合宇和島新橋銀天街	新町1-5-20

※上記のほか、商店街に店舗を有する事業者で構成する任意の団体等につきましては、市担当者にご確認ください。

消費税

補助事業の対象経費から消費税は除いてください。

事業着手

補助事業は交付決定日以降に着手してください。
交付決定日前に事業に着手した場合は、補助対象となりません。

交付実績の公表

市は補助金の交付先や内容等を公表することがあります。

経理関係書類の保存

事業者は、補助事業等の施行に関する証拠書類、帳簿等を整備し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。提出書類はコピーを取って保管する等、適切にご対応をお願いいたします。

■ 支払い関係書類について(実績報告時)

【現金で支払った場合】

・領収書及び、何の支払いかわかるものをつけてください (請求書、明細書、納品書等)

【クレジットカードで支払った場合】

・クレジットカードでお支払いされる場合に提出いただくものは以下の2つです。

- ① クレジット会社の発行する明細書
 - ② 利用金額の振替等を確認できる書類 (通帳の表紙及び振込金額のわかるページの写し) の提出をお願いします。
- なお、当該年度期間中に全額口座振替が実施されていない場合は、補助の対象となりません。

【口座振り込みの場合】

・振込を証するもの (金融機関押印済の振込伝票等) を領収書の代わりに提出していただきます。

・ネットバンキングを利用してお支払いされる場合に提出いただくものは以下の3つです。

- ① 受付完了画面の写し、または金融機関が発行する振込証明書
- ② 資金移動後の出入金一覧の明細書
- ③ 請求書の提出をお願いします。なお、振込手数料は補助対象経費となりません。

【口座振替(引落)の場合】

・利用金額の振替等を確認できる書類(通帳の表紙及び振替金額のわかるページの写し)

なお、当該年度期間中に口座振替が実施されていない場合は、補助の対象となりません。

お問い合わせ

住 所：〒798-8601 宇和島市曙町1番地
宇和島市産業経済部商工観光課 商工係
T E L：0895-49-7080
メール：shoko2@city.uwajima.lg.jp

■ 対象経費について

Q. 補助対象要件に記載している店舗等とは、どのようなものであれば補助対象になるのか。

A. 商店街で継続的に営業する店舗・営業所等を指します。臨時出店や短期的な営業とみなされる場合は対象とならない場合がありますので、市担当者まで事前にご相談ください。

Q. 店舗併用住宅の場合の家賃は対象経費になるのか。

A. 店舗併用住宅等の場合は、対象部分（店舗部分等）と対象外部分（住居部分等）の面積按分により算出した店舗部分に係る賃料のみを補助対象経費とします。該当する場合は、市担当者まで事前にご相談ください。

Q. 広告宣伝費とはどのような経費のことか。

A. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、デジタル広告等の広告宣伝に要する経費のことを指します。店頭に掲示する看板やのぼり旗等、備品とみなされるものは対象外となりますのでご注意ください。

■ 申請について

Q. 事業の内容について、事前相談なしに申請を行っても補助対象となるか。

A. 申請前に必ず事前相談を行ってください。事前相談なしに申請をいただいた場合、補助対象とならない可能性があります。

Q. 交付決定後に事業に着手しなければならないが、交付決定前にしてもよいことはあるか。

A. 見積徴収、相手方との調整、書類準備、事前リサーチ等は交付決定前に行うことができます。なお、発注、契約、購入、制作、催し、支払行為等は着手行為となりますので、交付決定後に行ってください。

Q. 3月にクレジットカードで支払った経費が4月に振替（引落）された場合、補助対象となるか。

A. 補助対象となりません。申請年度期間中に振替（引落）された経費を対象としますので、3月末日を過ぎないようにご注意ください。

補助対象について

Q. 移転の場合対象になりますか。

A. 商店街へ新たに出店する場合、追加で出店する場合は対象となりますが、市内商店街間で移転する場合は、出店形態により、対象外となる場合がございます。詳しくは、以下の表をご覧ください。

出店形態	対象内外の判断	具体例
① <u>新たに</u> 出店する	対象	・新規で新橋に出店する。
② <u>追加で</u> 出店する	対象	・袋町に出店済で2号店を同じ袋町に出店する。 ・商店街以外に出店済で2号店を恵美須町に出店する。
③旧市町 <u>間</u> の商店街で移転する	対象	・本丁（吉田）から新橋（旧宇和島）に移転する。 ・宮野下（三間）から本丁（吉田）に移転する。
④旧市町 <u>内</u> の商店街で移転する	対象外	・恵美須町（旧宇和島）から新橋（旧宇和島）に移転する。 ・本丁（吉田）から桜丁（吉田）に移転する。